

養 監 第 7 2 号
平成 30 年 2 月 23 日

養父市長 広 瀬 栄 様
養父市議会議長 深 澤 巧 様

養父市監査委員 守 本 英 昭

養父市監査委員 西 谷 昭 徳

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成 29 年度
財政援助団体等監査結果報告書

高柳地区自治協議会
出合校区協議会

平成 30 年 2 月

養父市監査委員

第1 監査の種別

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

（1）監査団体

ア 高柳地区自治協議会

イ 出合校区協議会

（2）監査の範囲

平成28年度に交付した地域自治包括交付金

第3 監査実施日

平成30年1月24日（水）

第4 監査の概要

養父市が交付した地域自治包括交付金が当該団体に正しく交付され、その目的及び条件に沿って執行されているのかを重点に置き、事前に関係書類（交付申請書、総会資料等）の提出を求め、これに基づき所管部局及び当該団体から事情を聴取し、監査を実施した。

（1）調査内容

ア 市民生活部関係

- 1 交付金に係る条例・要綱等の整備
- 2 交付金の決定に係る条例・要綱等の準拠
- 3 交付金の効果及び要件の履行確認
- 4 地域自治組織に対するモニタリング
- 5 地域自治組織運営事業の評価検証

イ 地域自治組織関係

- 1 地域自治組織の活動状況
- 2 事業の執行状況
- 3 地域自治包括交付金基金積立計画
- 4 関係帳票の整備、記帳、領収書等証拠書類の整備と保存
- 5 現金、預金通帳、公印の管理
- 6 会計経理及び財産管理状況
- 7 事務局員の業務内容

第5 監査の結果

今回監査対象とした地域自治組織の平成 28 年度の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	行政区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)	高齢化率 (%)	包括交付金	その他財源	歳出決算額	繰越金
高柳地区自治協議会	16	1,898	728	256.8	32.5	6,111,000	2,787,019	8,186,568	711,451
出合校区協議会	8	657	259	236.3	43.4	5,085,000	1,000,132	5,836,914	248,218

人口、世帯数、高齢化率はH29.3.31 現在

【高柳地区自治協議会】

高柳地区自治協議会は、平成 23 年 4 月 26 日に設立され、高柳小学校区の 16 行政区を活動範囲としている。組織体制は、理事会のもとに 5 つの専門部会を置き、各部会が主体性を持って地域課題の解決に取り組んでいる。

平成 28 年度は、農地や農業用施設の保全に地域全体で取り組む「高柳広域水土里会」の発足や戦前の高柳小学校で製作されたグライダーのレプリカを展示した「よみがえる翼」展を開催し、地域が一体となった取り組みの主体的な役割を果たしている。

【出合校区協議会】

出合校区協議会は、養父市第 1 号の地域自治組織として平成 21 年 10 月 8 日に設立され、旧出合小学校区の 8 行政区を活動範囲としている。当初は 4 つの部会で活動していたが、女性たちの働きかけを受け平成 23 年度に女性部会が新設された。女性部会は県や財団の各種補助金を活用し、餅などの加工品づくりに取り組み、売り上げは年々拡大している。現在は、女性部会を加工部会に改め加工部門の組織強化を図っている。なお、平成 28 年度からであいの里加工品がふるさと納税の返礼品に選定されている。

(1) 所管部局関係

- ア 地域自治包括交付金の執行等取り扱い要領について、世帯割額の記載に誤りがあった。現要領は、平成 24 年 4 月 1 日に改定され既に 5 年が経過しているが、未整備の箇所があるため必要な改定を急がれたい。
- イ 交付決定後の地域包括交付金交付申請書に違算が見られた。今後は書類審査において、十分に精査されたい。
- ウ 担当部局において、年 2 回実施しているモニタリングの結果を見ると、組織によって活動内容に大きな幅があると見受けられた。交付金は自由度の高い財政支援であるが、限られた財源がどの組織においてもまちづくりに有効に寄与されるよう指導されたい。

(2) 地域自治組織関係

【共通事項】

- ア 包括交付金の運用については、不用額は「当該年度に交付された金額の5%以内を繰越すことができる。」と規定されているが、2団体とも規定どおり適正な取り扱いとなっている。
- イ 交付金の会計については、2団体とも交付金専用通帳で管理され、領収書等証拠書類の取り扱いについても適正に処理されている。
- ウ 財産の管理状況については、2団体とも備品台帳を整備し適正に管理されている。

【高柳地区自治協議会】

- ア 地域の主要課題を見出し目に見える成果につなげるため、5つの専門部会を4つの遂行チームに見直して活動を強化した。この結果、防犯カメラの設置や「お宝マップ」の作成、「英語で遊びませんか」などの取り組みが行われ効果を上げている。
- イ 戸別の会費や売電事業などの自主財源に加え、社会福祉協議会の補助金などで財源確保に努めているが、運営費が予算の約7割を占め目的とする事業に十分な予算が充てられない状況となっている。今後は国・県の補助事業などの財源の活用も検討し、効率的な組織運営を図られたい。
- ウ 当協議会が主体的な役割を果たし、高柳広域水土里会を発足している。非農家を含む地域内のすべての区が一体となって、耕作放棄地の拡大防止を図る取り組みを実践している。同様の課題を持つ他地域のモデル的な取り組みになるよう、今後の取り組みに期待したい。
- エ 参加者が減少傾向にある各種行事を活性化するため、PTAや子ども会育成連絡協議会などとの連携を強化し、若手や女性のリーダーの育成と参加促進を図られたい。

【出合校区協議会】

- ア であいの里加工品は地域資源を生かした特産品として高く評価されており、売り上げも伸びている。しかし、収益事業とするには設備と人の更なる規模拡大が必要となり、本来の目的を交流の場とする地域自治組織の取り組みとしては限界となりつつある。評価が高く拡大要素を秘めている加工事業を収益事業として独立させ、新たな雇用創出による定住促進など地域課題の解決につながる取り組みに期待したい。
- イ 高齢化率の高い地域であるが、ひな祭りやこいのぼりまつりなど、年間を通じて賑わいづくりを実践し地域の活力の向上に貢献している。今後も現状の取り組みが持続されるよう、次世代の担い手確保とリーダーの養成に努められたい。